

一 銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁告示第九号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第十七条の四の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等</p> <p>（銀行業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第四条 規則第十七条の四の二第二号及び第三十四条の十八第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第七号までに掲げる業務とする。</p>	<p>（新設）</p>

二 長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十二号）

改正案	現行
<p>長期信用銀行法施行令第二条第三号及び第四号並びに同令第六条前段において準用する銀行法施行令第五条の二第二項第二号並びに長期信用銀行法施行規則第四条の五第一項第八号、第十二条の四の四第一号イ及び第二十六条第一項第三号の規定に基づき金融庁長官が定める剰余金及び引当金等</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四第一号イに規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 規則第十二条の四の四第一号イに規定する金融庁長官が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>

三 長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第十号）

改正案	現行
<p>長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第四条の六の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等</p> <p>（長期信用銀行の業務に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第四条 規則第四条の六の二第二号及び第五条の八第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第七号までに掲げる業務とする。</p>	<p>（新設）</p>

四 信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年 金融監督庁 大蔵省 告示第十一号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等</p> <p>（法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第四条 規則第六十四条第十二項第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

五 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用協同組合又は信用協同組合

連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年^{金融監督庁}大^蔵省^{告示第十二号}）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等</p> <p>（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第二号に掲げる事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第四条 規則第四条第十二項第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

六 銀行法第十六条の三第五項の規定に基づく銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件（平成十年金融監督庁告示第六号）

改正案	現行
<p>銀行法第十六条の四第五項の規定に基づく銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 国内の会社 法第十六条の四第一項に規定する国内の会社</p> <p>五 (略)</p> <p>六 基準議決権数 法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(銀行等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準)</p> <p>第二条 銀行等が、法第十六条の四第四項各号に掲げる場合に該当して国内の会社の議決権を当該各号に定める日（以下この項において「当初保有日」という。）における基準議決権数を超えて保有する</p>	<p>(新設)</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 国内の会社 法第十六条の三第一項に規定する国内の会社</p> <p>五 (略)</p> <p>六 基準議決権数 法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(銀行等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準)</p> <p>第二条 銀行等が、法第十六条の三第四項各号に掲げる場合に該当して国内の会社の議決権を当該各号に定める日（以下この項において「当初保有日」という。）における基準議決権数を超えて保有する</p>

こととなったとき（次項に該当するときを除く。）は、当該銀行等は、当初保有日から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までにその保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、当初保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該超える部分の議決権の全部を処分しなければならない。ただし、当初保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該銀行等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回ることとなるときは、その保有する議決権のうち当該中間処分基準日又は処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

2 銀行等が基準議決権数を超えて国内の会社の議決権を保有している場合において、当該銀行等が法第十六条の四第四項各号に掲げる場合に該当して当該国内の会社の議決権の新たな保有（以下この項において「新規保有」という。）をすることとなったときは、当該銀行等は、当該各号に定める日（以下この項において「新規保有日」という。）から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までに当該新規保有に係る議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、新規保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該新規保有に係る議決権の全部を処分しなければならない。ただし

こととなったとき（次項に該当するときを除く。）は、当該銀行等は、当初保有日から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までにその保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、当初保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該超える部分の議決権の全部を処分しなければならない。ただし、当初保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該銀行等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回ることとなるときは、その保有する議決権のうち当該中間処分基準日又は処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

2 銀行等が基準議決権数を超えて国内の会社の議決権を保有している場合において、当該銀行等が法第十六条の三第四項各号に掲げる場合に該当して当該国内の会社の議決権の新たな保有（以下この項において「新規保有」という。）をすることとなったときは、当該銀行等は、当該各号に定める日（以下この項において「新規保有日」という。）から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までに当該新規保有に係る議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、新規保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該新規保有に係る議決権の全部を処分しなければならない。ただし

、新規保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該銀行等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回るときは、その保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

3 前二項に規定する銀行等は、その保有する国内の会社の議決権の数が基準議決権数を超えないこととなるまでは、次に掲げる場合を除き、その保有する当該国内の会社の議決権の数又は当該国内の会社の総株主等の議決権に占める銀行等の保有する議決権の割合を増加させてはならない。

一 法第十六条の四第二項に規定する事由に該当する場合

二 法第十六条の四第四項各号に掲げる場合に該当する場合

、新規保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該銀行等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回るときは、その保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

3 前二項に規定する銀行等は、その保有する国内の会社の議決権の数が基準議決権数を超えないこととなるまでは、次に掲げる場合を除き、その保有する当該国内の会社の議決権の数又は当該国内の会社の総株主等の議決権に占める銀行等の保有する議決権の割合を増加させてはならない。

一 法第十六条の三第二項に規定する事由に該当する場合

二 法第十六条の三第四項各号に掲げる場合に該当する場合

七 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十六条の三第五項の規定に基づく長期信用銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件（平成十年金融監督庁告示第八号）

改正案	現行
<p>長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十六条の四第五項の規定に基づく長期信用銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 国内の会社 法第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）<u>第十六条の四第一項に規定する国内の会社</u></p> <p>五 (略)</p> <p>六 基準議決権数 銀行法<u>第十六条の四第一項に規定する基準議決権数</u></p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(長期信用銀行等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に 関する基準)</p>	<p>(新設)</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 国内の会社 法第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）<u>第十六条の三第一項に規定する国内の会社</u></p> <p>五 (略)</p> <p>六 基準議決権数 銀行法<u>第十六条の三第一項に規定する基準議決権数</u></p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(長期信用銀行等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に 関する基準)</p>

第二条 長期信用銀行等が、銀行法第十六条の四第四項各号に掲げる場合に該当して国内の会社の議決権を当該各号に定める日（以下この項において「当初保有日」という。）における基準議決権数を超えて保有することとなったとき（次項に該当するときは除く。）は、当該長期信用銀行等は、当初保有日から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までにその保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、当初保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該超える部分の議決権の全部を処分しなければならない。ただし、当初保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該長期信用銀行等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回るときは、その保有する議決権のうち当該中間処分基準日又は処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

2 長期信用銀行等が基準議決権数を超えて国内の会社の議決権を保有している場合において、当該長期信用銀行等が銀行法第十六条の四第四項各号に掲げる場合に該当して当該国内の会社の議決権の新たな保有（以下この項において「新規保有」という。）をすることとなったときは、当該長期信用銀行等は、当該各号に定める日（以下この項において「新規保有日」という。）から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までに当

第二条 長期信用銀行等が、銀行法第十六条の三第四項各号に掲げる場合に該当して国内の会社の議決権を当該各号に定める日（以下この項において「当初保有日」という。）における基準議決権数を超えて保有することとなったとき（次項に該当するときは除く。）は、当該長期信用銀行等は、当初保有日から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までにその保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、当初保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該超える部分の議決権の全部を処分しなければならない。ただし、当初保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該長期信用銀行等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回るときは、その保有する議決権のうち当該中間処分基準日又は処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

2 長期信用銀行等が基準議決権数を超えて国内の会社の議決権を保有している場合において、当該長期信用銀行等が銀行法第十六条の三第四項各号に掲げる場合に該当して当該国内の会社の議決権の新たな保有（以下この項において「新規保有」という。）をすることとなったときは、当該長期信用銀行等は、当該各号に定める日（以下この項において「新規保有日」という。）から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までに当

該新規保有に係る議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、新規保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該新規保有に係る議決権の全部を処分しなければならぬ。ただし、新規保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該長期信用銀行等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回ることとなるときは、その保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

3 前二項に規定する長期信用銀行等は、その保有する国内の会社の議決権の数が基準議決権数を超えないこととなるまでは、次に掲げる場合を除き、その保有する当該国内の会社の議決権の数又は当該国内の会社の総株主等の議決権に占める長期信用銀行等の保有する議決権の割合を増加させてはならない。

- 一 銀行法第十六条の四第二項に規定する事由に該当する場合
- 二 銀行法第十六条の四第四項各号に掲げる場合に該当する場合

該新規保有に係る議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、新規保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該新規保有に係る議決権の全部を処分しなければならぬ。ただし、新規保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該長期信用銀行等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回ることとなるときは、その保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

3 前二項に規定する長期信用銀行等は、その保有する国内の会社の議決権の数が基準議決権数を超えないこととなるまでは、次に掲げる場合を除き、その保有する当該国内の会社の議決権の数又は当該国内の会社の総株主等の議決権に占める長期信用銀行等の保有する議決権の割合を増加させてはならない。

- 一 銀行法第十六条の三第二項に規定する事由に該当する場合
- 二 銀行法第十六条の三第四項各号に掲げる場合に該当する場合

八 信用金庫若しくはその子会社又は信用金庫連合会若しくはその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件
 (平成十年金融監督庁告示第十号)

改正案	現行
<p>(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国内の会社 法第五十四条の二十二第一項又は第五十四条の二十五第一項に規定する国内の会社</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 基準議決権数 法第五十四条の二十二第一項及び第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(金庫等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準)</p> <p>第二条 金庫等が、法第五十四条の二十二第四項各号(法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる場合に該当して国内の会社の議決権を当該各号に定める日(以下この項において「当初保有日」という。)における基準議決権数を</p>	<p>(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国内の会社 法第五十四条の二十二第一項又は第五十四条の二十四第一項に規定する国内の会社</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 基準議決権数 法第五十四条の二十二第一項及び第五十四条の二十四第一項に規定する基準議決権数</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(金庫等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準)</p> <p>第二条 金庫等が、法第五十四条の二十二第四項各号(法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる場合に該当して国内の会社の議決権を当該各号に定める日(以下この項において「当初保有日」という。)における基準議決権数を</p>

超えて保有することとなったとき（次項に該当するときを除く。）は、当該金庫等は、当初保有日から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までにその保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、当初保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該超える部分の議決権の全部を処分しなければならない。ただし、当初保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該金庫等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回ることとなるときは、その保有する議決権のうち当該中間処分基準日又は処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

2 (略)

3 前二項に規定する金庫等は、その保有する国内の会社の議決権の数が基準議決権数を超えないこととなるまでは、次に掲げる場合を除き、その保有する当該国内の会社の議決権の数又は当該国内の会社の総株主等の議決権に占める金庫等の保有する議決権の割合を増加させてはならない。

一 法第五十四条の二十二第二項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）に規定する事由に該当する場合

二 (略)

超えて保有することとなったとき（次項に該当するときを除く。）は、当該金庫等は、当初保有日から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までにその保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、当初保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該超える部分の議決権の全部を処分しなければならない。ただし、当初保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該金庫等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回ることとなるときは、その保有する議決権のうち当該中間処分基準日又は処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

2 (略)

3 前二項に規定する金庫等は、その保有する国内の会社の議決権の数が基準議決権数を超えないこととなるまでは、次に掲げる場合を除き、その保有する当該国内の会社の議決権の数又は当該国内の会社の総株主等の議決権に占める金庫等の保有する議決権の割合を増加させてはならない。

一 法第五十四条の二十二第二項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）に規定する事由に該当する場合

二 (略)

九 信用協同組合若しくはその子会社又は信用協同組合連合会若しくはその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件（平成十年金融監督庁告示第十一号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国内の会社 法第四条の三第一項又は法第四条の六第一項に規定する国内の会社</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 基準議決権数 法第四条の三第一項又は法第四条の六第一項に規定する基準議決権数</p> <p>六 (略)</p> <p>2 法第四条第二項の規定は、前項第四号に規定する議決権について準用する。</p> <p>(信用協同組合等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に關する基準)</p> <p>第二条 信用協同組合等が、法第四条の三第四項各号（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる場合に該当して国内の会社の議決権を当該各号に定める日（以下この項に</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国内の会社 法第四条の三第一項又は法第四条の五第一項に規定する国内の会社</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 基準議決権数 法第四条の三第一項又は法第四条の五第一項に規定する基準議決権数</p> <p>六 (略)</p> <p>2 法第四条第二項の規定は、前項第四号に規定する議決権について準用する。</p> <p>(信用協同組合等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に關する基準)</p> <p>第二条 信用協同組合等が、法第四条の三第四項各号（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる場合に該当して国内の会社の議決権を当該各号に定める日（以下この項に</p>

において「当初保有日」という。）における基準議決権数を超えて保有することとなったとき（次項に該当するときを除く。）は、当該信用協同組合等は、当初保有日から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までにその保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、当初保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該超える部分の議決権の全部を処分しなければならない。ただし、当初保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これら処分を行えば当該信用協同組合等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回るときは、その保有する議決権のうち当該中間処分基準日又は処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

2 (略)

3 前二項に規定する信用協同組合等は、その保有する国内の会社の議決権の数が基準議決権数を超えないこととなるまでは、次に掲げる場合を除き、その保有する当該国内の会社の議決権の数又は当該国内の会社の総株主等の議決権に占める信用協同組合等の保有する議決権の割合を増加させてはならない。

一 法第四条の三第二項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する事由に該当する場合

二 (略)

において「当初保有日」という。）における基準議決権数を超えて保有することとなったとき（次項に該当するときを除く。）は、当該信用協同組合等は、当初保有日から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までにその保有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、当初保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該超える部分の議決権の全部を処分しなければならない。ただし、当初保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これら処分を行えば当該信用協同組合等が保有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回るときは、その保有する議決権のうち当該中間処分基準日又は処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

2 (略)

3 前二項に規定する信用協同組合等は、その保有する国内の会社の議決権の数が基準議決権数を超えないこととなるまでは、次に掲げる場合を除き、その保有する当該国内の会社の議決権の数又は当該国内の会社の総株主等の議決権に占める信用協同組合等の保有する議決権の割合を増加させてはならない。

一 法第四条の三第二項（法第五条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する事由に該当する場合

二 (略)



十 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年金融監督庁告示第四号）

改正案	現行
<p>1 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第二項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該特定金銭債権は、銀行又はその子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該銀行、その子会社である銀行、長期信用銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。</p> <p>三〇五（略）</p> <p>2 前項の基準は、法第五十二条の二十三第一項第十号ロに規定する規則第十七条の三第二項第三号の二に掲げる業務を営む会社について準用する。この場合において、前項第二号中「銀行」とあるのは</p>	<p>1 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第二項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該特定金銭債権は、銀行又はその子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該銀行、その子会社である銀行、長期信用銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。</p> <p>三〇五（略）</p> <p>2 前項の基準は、法第五十二条の二十三第一項第十号ロに規定する規則第十七条の三第二項第三号の二に掲げる業務を営む会社について準用する。この場合において、前項第二号中「銀行」とあるのは</p>

「銀行持株会社」と、「法第十六条の四第一項」とあるのは「法第五十二条の二十四第一項」と、「銀行、その」とあるのは「銀行持株会社の」と、同項第五号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」とそれぞれ読み替えるものとする。

「銀行持株会社」と、「法第十六条の三第一項」とあるのは「法第五十二条の二十四第一項」と、「銀行、その」とあるのは「銀行持株会社の」と、同項第五号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」とそれぞれ読み替えるものとする。

十 長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年金融監督庁大蔵省告示第五号）

改正案	現行
<p>1 長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の五第二項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該特定金銭債権は、長期信用銀行又はその子会社（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号。以下「法」という。）第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第十七条において準用する銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第十三条の二第一項第十一号イに規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該長期信用銀行、その子会社である長期信用銀行、銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。</p> <p>三〇五（略）</p> <p>2 前項の基準は、法第十六条の四第一項第十号ロに規定する規則第四条の五第二項第三号の二に掲げる業務を営む会社について準用す</p>	<p>1 長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の五第二項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該特定金銭債権は、長期信用銀行又はその子会社（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号。以下「法」という。）第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第十七条において準用する銀行法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第十三条の二第一項第十一号イに規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該長期信用銀行、その子会社である長期信用銀行、銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。</p> <p>三〇五（略）</p> <p>2 前項の基準は、法第十六条の四第一項第十号ロに規定する規則第四条の五第二項第三号の二に掲げる業務を営む会社について準用す</p>

る。この場合において、前項第二号中「長期信用銀行」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行法第十六条の四第一項」とあるのは「銀行法第五十二条の二十四第一項」と、「長期信用銀行、その」とあるのは「長期信用銀行持株会社の」と、同項第五号中「長期信用銀行」とあるのは「長期信用銀行持株会社」とそれぞれ読み替えるものとする。

る。この場合において、前項第二号中「長期信用銀行」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行法第十六条の三第一項」とあるのは「銀行法第五十二条の二十四第一項」と、「長期信用銀行、その」とあるのは「長期信用銀行持株会社の」と、同項第五号中「長期信用銀行」とあるのは「長期信用銀行持株会社」とそれぞれ読み替えるものとする。

十一 信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号の二の規定に基づく債権回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年金融監督庁大蔵省告示第七号）

改正案	現行
<p>信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第六十四条第五項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該特定金銭債権は、信用金庫若しくは信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）又はその子会社（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第五十四条の二十二第一項及び第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該金庫、その子会社である銀行又は保険会社から当該特定会社を取得した債権であること。</p> <p>三〇五（略）</p>	<p>信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第六十四条第五項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該特定金銭債権は、信用金庫若しくは信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）又はその子会社（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第五十四条の二十二第一項及び第五十四条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該金庫、その子会社である銀行又は保険会社から当該特定会社を取得した債権であること。</p> <p>三〇五（略）</p>

十二 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年 金融監督庁 大蔵省 告示第八号）

改正案	現行
<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第五項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該特定金銭債権は、信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）をいう。以下この号及び第五号において同じ。）又はその子会社（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第四条の三第一項及び法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該信用協同組合等、その子会社である銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第五項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該特定金銭債権は、信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）をいう。以下この号及び第五号において同じ。）又はその子会社（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第四条の三第一項及び法第四条の五第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該信用協同組合等、その子会社である銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。</p>

三
五
(略)

三
五
(略)

十三 従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十四号）

改正案	現行
<p>銀行法第十六条の二第十一項及び第五十二条の二十三第十項の規定並びに銀行法施行規則第十七条の二第一項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書並びに第三十四条の十六第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官が定める基準</p> <p>(定義) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第七条から第十二条までにおいて「長期信用銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」、「従属業務」又は「金融関連業務」とは、それぞれ法第五十二条の二十三第一項に規定する長期信用銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲</p>	<p>(新設)</p> <p>(定義) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第七条から第十一条までにおいて「長期信用銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第五十二条の二十三第一項に規定する長期信用銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会</p>

介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社、従属業務又は金融関連業務をいう。

(銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行又はその子会社等(当該銀行の特定子銀行、銀行持株特定子銀行、当該銀行の銀行集団又は当該銀行の銀行持株会社集団(規則第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団をいう。))をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第六条までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該銀行又はその子会社等(同項第二号に掲げる業務については当該銀行又はその子会社等に属する法人の役員を含む。))からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十(同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第

社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等(当該銀行の特定子銀行、銀行持株特定子銀行、当該銀行の銀行集団又は当該銀行の銀行持株会社集団(規則第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団をいう。))をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該銀行又はその子会社等(同項第二号に掲げる業務については当該銀行又はその子会社等に属する法人の役員を含む。))からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二十号に掲げる業務については百分の四十。第六条において同じ。
）を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、銀行に係る集団（規則第十七条の二第四項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として銀行に係る集団（規則第十七条の二第四項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の

営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第十六条の二第七項の場合において、従属業務を営む会社が、当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げ

営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第十六条の二第七項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号ま

る業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

（銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準）

第七条 銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団（規則第三十四条の十六第一項第一号に規定する銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十二条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- 一 各事業年度において、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第十二条までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分

でに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

（銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準）

第七条 銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団（規則第三十四条の十六第一項第一号に規定する銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十一号までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- 一 各事業年度において、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第十号までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

の四十。第十二条において同じ。)を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、銀行持株会社に係る集団(規則第三十四条の十六第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業務を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業務を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として銀行持株会社に係る集団(規則第三十四条の十六第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業務を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業務を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第十条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第十条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

第十一条 銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する金融関連業務（

（新設）

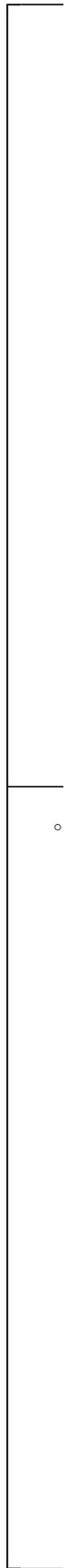
規則第三十四条の十八各号に掲げる業務に限る。以下この条において同じ。）を営む会社のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子会社である金融関連業務を営む一の会社（規則第三十四条の十六第三項第二号に掲げる業務については、当該会社に属する法人の役員を含む。以下この条において同じ。）及び当該会社の営む金融関連業務と同一の種類の金融関連業務を営む会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこととする。

（銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準）

第十二条 法第五十二条の二十三第六項の場合において、銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子会社である銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の子会社である銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

（銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準）

第十一条 法第五十二条の二十三第六項の場合において、銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子会社である銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の子会社である銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。



o

十四 長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十六号）

改正案	現行
<p>長期信用銀行法第十三条の二第十三項及び第十六条の四第十項の規定並びに長期信用銀行法施行規則第四条の三第一項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書並びに第五条の六第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官が定める基準</p> <p>(定義) 第一条 (略) 2 (略) 3 第七条から第十二条までにおいて「銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業務を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」、「従属業務」又は「金融関連業務」とは、それぞれ法第十六条の四第一項に規定する銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、</p>	<p>(新設)</p> <p>(定義) 第一条 (略) 2 (略) 3 第七条から第十一条までにおいて「銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業務を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第十六条の四第一項に規定する銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、</p>

少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社、従属業務又は金融関連業務をいう。

(長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 長期信用銀行、銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行又はその子会社等(当該長期信用銀行の特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行集団又は当該長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団(規則第四条の三第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。))をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第六条までに)において「それぞれの業務」という。)につき、当該長期信用銀行又はその子会社等(同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行又はその子会社等に属する法人の役員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十(同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四

信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 長期信用銀行、銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等(当該長期信用銀行の特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行集団又は当該長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団(規則第四条の三第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。))をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第五条までに)において「それぞれの業務」という。)につき、当該長期信用銀行又はその子会社等(同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行又はその子会社等に属する法人の役員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。第六条において同じ。）を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、長期信用銀行に係る集団（規則第四条の三第四項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行に係る集団（規則第四条の三第四項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の

営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第十三条の二第九項の場合において、従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるか

営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第十三条の二第九項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営ん

どうかの基準は、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

（長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準）

第七条 長期信用銀行、銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団（規則第五条の六第一項第一号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十二条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第十二条までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行及び当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する法人持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入

でいるかどうかの基準は、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

（長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準）

第七条 長期信用銀行、銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団（規則第五条の六第一項第一号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十一号までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第十号までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行及び当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する法人持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入

入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。第十二条において同じ。）を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、長期信用銀行持株会社に係る集団（規則第五条の六第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介

の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行持株会社に係る集団（規則第五条の六第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一・二 (略)

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である証券専門会社、

「専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第十条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行

証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第十条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特

若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第十一条 長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する金融関連業務（規則第五条の八各号に掲げる業務に限る。以下この条において同じ。）を営む会社のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である金融関連業務を営む一の会社（規則第五条の六第三項第二号に掲げる業務については、当該会社に属する法人の役員を含む。以下この条において同じ。）及び当該会社の営む金融関連業務と同一の種類金融関連業務を営む会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこととする。

（長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準）

第十二条 法第十六条の四第六項の場合において、長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営

定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（新設）

（長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準）

第十一条 法第十六条の四第六項の場合において、長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営

む会社が、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

十五 信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁告示第四十号）

改正案	現行
<p>信用金庫法第五十四条の二十一第八項及び第五十四条の二十三第十項の規定並びに信用金庫法施行規則第七十条第一項第一号、第二項第二号及び第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が信用金庫若しくは信用金庫連合会又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官が定める基準</p> <p>（信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫又はその金庫集団のために営む従属業務等に関する基準）</p> <p>第二条 法第五十四条の二十一第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。</p> <p>一 各事業年度において、規則第六十四条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団（同項第二号に掲げる業務については当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計</p>	<p>（新設）</p> <p>（信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫又はその金庫集団のために営む従属業務等に関する基準）</p> <p>第二条 法第五十四条の二十一第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。</p> <p>一 各事業年度において、規則第六十四条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団（同項第二号に掲げる業務については当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計</p>

額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。次条第一項第一号において同じ。）を下回らないこと。

二（略）

2 前項の従属業務を営む会社が、信用金庫に係る集団（規則第六十条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二（略）

（信用金庫連合会等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準）

第三条 信用金庫連合会、銀行、法第五十四条の二十三第一項第一号の二に掲げるもの又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等（当該信用金庫連合会の特定子銀行又は当該信用金庫連合会の金庫集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二（略）

2 前項の従属業務を営む会社が、信用金庫連合会に係る集団（規則

額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二（略）

2 前項の従属業務を営む会社が、主として信用金庫に係る集団（規則第六十四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二（略）

（信用金庫連合会等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準）

第三条 信用金庫連合会、銀行、法第五十四条の二十三第一項第一号の二に掲げるもの又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等（当該信用金庫連合会の特定子銀行又は当該信用金庫連合会の金庫集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二（略）

2 前項の従属業務を営む会社が、主として信用金庫連合会に係る集

第六十四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子

団(規則第六十四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一・二 (略)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はそ

銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信用金庫連合会の従属業務を営む会社が信用金庫連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第五十四条の二十三第六項の場合において、従属業務を営む会社が、当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連合会(規則第六十四条第一項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会の役員を含む。)及びその会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十(規則第六十四

の特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信用金庫連合会の従属業務を営む会社が信用金庫連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第五十四条の二十三第六項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連合会(規則第六十四条第一項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会の役員を含む。)及びその会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回

条第二項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十)を下回らないこととする。

らないこととする。

十六 信用協同組合の従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁告示第四十二号）

改正案	現行
<p>協同組合による金融事業に関する法律第四条の二第八項及び第四条の四第七項の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十条第一項第一号、第二項第二号及び第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官が定める基準</p> <p>（信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合又はその信用協同組合集団のために営む従属業務等に関する基準）</p> <p>第二条 法第四条の二第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、当該信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合集団の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たしていることとする。</p> <p>一 各事業年度において、規則第四条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。） 一 つき、当該信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合集団（同項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合又</p>	<p>（新設）</p> <p>（信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合又はその信用協同組合集団のために営む従属業務等に関する基準）</p> <p>第二条 法第四条の二第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合集団の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たしていることとする。</p> <p>一 各事業年度において、規則第四条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。） 一 つき、当該信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合集団（同項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合又</p>

は当該信用協同組合の信用協同組合集団に属する法人の役員員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十(同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。次条第一項第一号及び第七条において同じ。)を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合からの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、信用協同組合に係る集団(規則第四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

(信用協同組合連合会等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第三条 信用協同組合連合会、銀行又は法第四条の四第一項第一号の二に掲げるものの営む業務のために従属業務を営む会社が、当該信用協同組合連合会が行う事業又はその子会社等(当該信用協同組合連合会の特定子銀行又は当該信用協同組合連合会の信用協同組合連合会をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件

は当該信用協同組合の信用協同組合集団に属する法人の役員員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合からの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、主として信用協同組合に係る集団(規則第四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

(信用協同組合連合会等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第三条 信用協同組合連合会、銀行又は法第四条の四第一項第一号の二に掲げるものの営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会が行う事業又はその子会社等(当該信用協同組合連合会の特定子銀行又は当該信用協同組合連合会の信用協同組合集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲

の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、信用協同組合連合会に係る集団（規則第四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第五条 保険会社又は少額短期保険業者の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準につい

げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として信用協同組合連合会に係る集団（規則第四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第五条 保険会社又は少額短期保険業者の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基

ては、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

(信託専門会社の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である信託専門会社」と読み替えるものとする。

(信用協同組合連合会の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第四条の四第三項の場合において、従属業務を営む会社が、当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会(規則第四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合連合会の役員を含む。)及びその会員である信用協同組合からの収

準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

(信託専門会社の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である信託専門会社」と読み替えるものとする。

(信用協同組合連合会の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第四条の四第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会(規則第四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合連合会の役員を含む。)及びその会員である信用協同組合

入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

十七 信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十四号）

改正案	現行
第一条（略） 一～二十五（略） 二十六 独立行政法人労働者健康安全機構 二十七～四十（略）	第一条（略） 一～二十五（略） 二十六 独立行政法人労働者健康福祉機構 二十七～四十（略）

十八 銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成十八年金融庁告示第九十二号）

改正案	現行
<p>銀行法施行規則第十三条の六の四第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四第一号イに規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務）</p> <p>第二条 規則第十三条の六の四第一号イに規定する金融庁長官が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務）</p> <p>第二条 規則第十三条の六の四に規定する金融庁長官が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>

十九 信用金庫法施行規則第百八条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成十八年金融庁告示第九十三号）

改正案	現行
<p>信用金庫法施行規則第百八条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百八条第一号イに規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務）</p> <p>第二条 規則第百八条第一号イに規定する金融庁長官が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百八条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務）</p> <p>第二条 規則第百八条に規定する金融庁長官が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>

二十 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者を定める件（平成十八年金融庁告示第九十四号）

改正案	現行
<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四十五条第一号イに規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務）</p> <p>第二条 規則第四十五条第一号イに規定する金融庁長官が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四十五条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務）</p> <p>第二条 規則第四十五条に規定する金融庁長官が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>